

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3005号)

令和5年7月25日

横情審答申第3005号
令和5年7月25日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和3年10月1日環創地第289号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「被相続人 A 所有地（緑区特定町特定地番等）に係る地籍図ならび
に簿冊（国土調査の成果物）」の個人情報非開示決定に対する審査請求に
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「被相続人 A 所有地（緑区特定町特定地番等）に係る地籍図ならびに簿冊（国土調査の成果物）」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「被相続人 A 所有地（緑区特定町特定地番等）に係る地籍図ならびに簿冊（国土調査の成果物）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月4日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、審査請求人本人の情報ではなく、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を審査請求人が有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 旧条例第20条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。この「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、他者の保有個人情報やその他の情報は、本人開示請求の対象とはならない。
- (2) 審査請求人は被相続人Aの所有地に係る情報の開示を求めていると解されるが、本件本人開示請求の時点での「横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引」（以下「手引」という。）の旧条例第20条の運用欄には、「死者の個人情報については、原則として本人開示請求の対象とならず、死者の個人情報の本人開示請求を他者が行うことは認められない。」と明記されている。
- (3) 一方で、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）では、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、

それが同時に本人開示請求者（以下「請求者」という。）本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められるとされている。

そして、先例答申では、その例として、①死亡した親の遺伝子情報、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報の四つの情報を例示している。

- (4) 本件において、審査請求人が開示を求める保有個人情報は、審査請求人を本人とする個人情報ではなく、審査請求人以外の死者の個人情報である。

死者の個人情報については、上記のような場合に本人開示請求ができるが、審査請求人が本件に係る開示請求書を提出した際及び審査請求書の提出時には、上記①から④までに該当することが確認できる書類の提出等はなかった。

- (5) したがって、審査請求人が求める保有個人情報は、旧条例第20条第1項に規定する自己を本人とする個人情報ではなく、また死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる例外に該当しないことから、審査請求人は本人開示請求権を有しているとは認められないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が非開示とした本件保有個人情報の内容は国土調査の成果物として公開されるべきものであり、被相続人本人の相続人として開示を求めているため非公開とすべき理由はなく、実施機関は判断を誤っていると考える。
- (3) 本件処分では、横浜市条例を根拠に非開示としているが、国土調査は法律に基づく国の事業である。また、個人情報保護法は、被相続人の個人情報を開示している。法律に基づき審査し、国土調査の目的に適う判断をお願いする。被相続人Aの所有地に係る国土調査の成果を長女である審査請求人に開示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 国土調査に係る事務について

環境創造局総務部地籍調査課（以下「地籍調査課」という。）では、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に定める地籍調査を行っている。同条第5項では、地籍調査とは「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。」と定められている。

地籍調査課では、作成した地図及び簿冊を神奈川県に送付し（法第18条）、成果の認証を求めている（法第19条第1項）。また、当該地図及び簿冊の写しを一般の閲覧に供している（法第21条第2項）。

(3) 本件本人開示請求について

本件本人開示請求は、審査請求人がその被相続人であるAの所有地と主張する緑区特定町特定地番等について、国土調査の成果物である地籍図及び簿冊の開示を求めたものである。

(4) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、緑区特定地区の被相続人Aの所有地に係る地籍図及び簿冊である。実施機関は、本件保有個人情報は審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」ではなく、また、死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる場合にも該当しないとして、非開示としている。

(5) 本人開示請求権について

ア 旧条例第20条第1項では、「何人も・・・当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。同項の「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいうところ、死者の個人情報は、生存する請求者にとって自分がその情報の本人となっている保有個人情報とはならないから、原則として、本人開示請求の対象とならない。

イ 本件本人開示請求は、Aの所有地に関する情報について、その相続人であると主張する審査請求人が開示を求めたものである。

死者の個人情報に関する旧条例の本人開示請求権の基本的な考え方は、実施機関が上記3(3)で引用するとおりである。また、そのほかに先例答申では、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象とすることが認められる場合もあるとしている。

この考え方は、現時点においても基本的に妥当である。

ウ 以上のような観点から本件について検討すると、本件保有個人情報はAの所有地に関するものであり、審査請求人本人の個人情報ではないため、原則として本件本人開示請求の対象とすることはできない。

次に、本件保有個人情報は、Aの所有地に関する情報であることから上記3(3)①、③及び④には当たらないし、個人情報本人開示請求書とともに改製原戸籍謄本が提出されているものの、本件本人開示請求に係る土地を審査請求人がAから相続したことを確認できる文書が審査請求人から提出されていないことから上記3(3)②に当たるともいえない。

また、本件保有個人情報は、上記イの「社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等」に当たるともいえない。

エ なお、死者の個人情報について本人開示請求ができる情報として、上記イのほか、手引の旧条例第20条の運用欄においては、「他の制度において、遺族等に開示することが適当であるとされている情報」を挙げているが、本件保有個人情報は、これにも該当しない。

オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

カ したがって、本件保有個人情報は、審査請求人本人の個人情報として本人開示請求の対象となる個人情報とは認められない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求について、審査請求人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 10 月 1 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 11 月 5 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 3 年 11 月 15 日 (第275回第三部会) 令和 3 年 11 月 24 日 (第409回第二部会) 令和 3 年 11 月 30 日 (第355回第一部会)	・諮問の報告
令和 5 年 4 月 26 日 (第436回第二部会)	・審議
令和 5 年 5 月 24 日 (第437回第二部会)	・審議
令和 5 年 6 月 13 日 (第438回第二部会)	・審議